

令和5年度東京都特別職報酬等審議会

令和6年1月23日

【石橋総務局人事部長】 それでは、本日は大変お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから令和5年度東京都特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

私は総務局人事部長の石橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様の前任期が始まって最初の審議会となりますので、会長が選任されるまでの間、私が議事進行をさせていただきます。

会議に先立ちまして、本日御出席の委員の方々に、皆様自席で結構ですので、一言、自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の関係資料の最後の18ページにあります名簿の順にお願いできればと存じます。

それでは、黒田委員、お願いいたします。

【黒田委員】 公益社団法人全国消費生活相談員協会の黒田千鶴子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

斉藤委員、お願いいたします。

【斉藤委員】 連合東京で会長を務めております斉藤と申します。出身は電機東京、電機連合の日立労組です。よろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

沢辺委員、お願いいたします。

【沢辺委員】 産経新聞論説副委員長の沢辺と申します。よろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

染谷委員、お願いいたします。

【染谷委員】 東京商工会議所総務統括部長をしております染谷と申します。日頃から東京都の皆様をはじめ、関係各所の皆様に大変お世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

武智委員、お願いいたします。

【武智委員】 中央大学法学部の武智と申します。よろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

竹鼻委員、よろしくお願いいたします。

【竹鼻委員】 豊島岡女子学園中学校・高等学校、中高一貫校ですが、池袋にある学校の校長をしております竹鼻です。よろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

中村委員、よろしくお願いいたします。

【中村委員】 青山学院大学の中村と申します。経済学部で主に経済政策論を教えております。今回、大変身近なテーマですので、興味深く拝聴させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

渕上委員、よろしくお願いいたします。

【渕上委員】 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会の理事長をしております渕上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。昭和55年に旧自治省に入りまして、その後総務省を経て退官をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

松尾委員、よろしくお願いいたします。

【松尾委員】 日本人事試験研究センターの代表理事をしております松尾と申します。地方公務員への採用試験の作成・提供の仕事を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

湊委員、よろしくお願いいたします。

【湊委員】 湊総合法律事務所所長弁護士をしております湊信明と申します。東京弁護士会所属でして、中小企業法律支援センターというところで、東京都とも連携をしながらいろいろお仕事をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。先生方には当審議会の委員をお引受けいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様のお手元には、委嘱状をお配りしてございます。本来であれば、お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、本日は机上にお配りさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

これから2年間、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、都側の出席者につきまして御紹介いたします。野間総務局長でございます。

【野間総務局長】 野間でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【石橋総務局人事部長】 小山議会局長でございます。

【小山議会局長】 小山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【石橋総務局人事部長】 山田教育庁総務部長でございます。

【山田教育庁総務部長】 山田でございます。よろしくお願ひいたします。

【石橋総務局人事部長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、会長の選任に移らせていただきます。当審議会条例第5条第2項の規定で、「会長は、委員の互選によって定める」とされております。委員の皆様の中で御意見、御推薦がございましたら、お願ひ申し上げます。

【湊委員】 はい。

【石橋総務局人事部長】 湊委員、お願ひいたします。

【湊委員】 私から御推薦申し上げたいと思います。総務省自治行政局長などを歴任し、行政経験も豊富な湊上委員が適任かと存じますので、御推薦申し上げたいと思います。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

ただいま湊委員から、湊上委員を会長にとの御提案がございました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。それでは、湊上委員に会長をお願いしたいと思います。湊上委員、会長席へお移りいただけますでしょうか。

(湊上委員、会長席へ移動)

【石橋総務局人事部長】 それでは湊上会長、御挨拶をお願ひいたします。

【湊上会長】 ただいま委員の皆様方から御推薦をいただき会長になりました湊上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。なかなか大変な審議会でございますけれども、委員の皆様方の御協力を得ながら、円滑な会の運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

それでは、湊上会長、これからの議事進行をよろしくお願ひいたします。

【湊上会長】 まず、審議に入ります前に、会長代理の選任を行いたいと存じます。会長

代理につきましては、審議会条例第5条第4項の規定によりまして、会長が指名することとされております。

私といたしましては、経済政策に関する豊富な知見をお持ちの中村まづる委員にお願いをいたしたいと思っております。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【**渚上会長**】 それでは、中村まづる委員に会長代理をお願いいたしたいと存じます。中村委員、会長代理席にお移りいただきたいと思えます。

(中村委員、会長代理席へ移動)

【**渚上会長**】 早速でございますけれども、中村まづる会長代理に一言御挨拶をいただきたいと思えます。

【**中村会長代理**】 ただいま渚上会長より御指名をいただきました中村と申します。皆様の御協力をいただきながら、この会長代理の職責を全うしてまいりたいと思えますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

【**渚上会長**】 どうもありがとうございました。

それでは、今回の審議会の議題でもございます諮問を兼ねまして、野間総務局長さんから御挨拶をいただきたいと思えます。

【**野間総務局長**】 ただいま御紹介いただきました総務局長の野間でございます。東京都特別職報酬等審議会の諮問に当たりまして、私より一言御挨拶を申し上げたいと思えます。

委員の皆様には、御多忙のところ、この委員就任をお引受けいただきまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。また、日頃から都政に関しまして御協力、御指導を賜りまして、この場を借りて改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

昨年の10月13日に東京都人事委員会から一般職員の給料表に関する勧告がございました。勧告の内容は、公民較差の是正のための給料月額の上上げを求めるものでございます。本日、都人事委員会から給料表に関する勧告がありましたことから、特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、特別職の報酬について御審議を賜りたいと思っております。

知事からの諮問文につきましては、席上にお配りしておりますので、御覧いただければと存じます。

それでは、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【**渕上会長**】 どうもありがとうございました。

それでは、諮問事項に関する審議にただいまから入りたいと思います。

審議に先立ちまして、委員の皆様方におかれましては、大変重要な案件でございますので、委員の皆様方の忌憚のない御意見をいただければ幸いに存じます。

それでは初めに、事務局から関係資料の御説明をお願いいたします。

【**野田総務局人事課長**】 人事課長の野田でございます。座ったままで大変恐縮ではございますが、本日お配りいたしました資料の内容につきまして御説明申し上げます。お手元に東京都特別職報酬等審議会関係資料をお配りしておりますので、こちらを御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、最初は目次でございます。

次の1ページをお開きください。本審議会の設置に関する条例の全文をお示ししております。設置の趣旨などを定めている条例でございます。

次に、2ページをお開きください。こちら2ページから3ページにかけて、東京都と国の令和5年の給与勧告の概要についてまとめております。左側が東京都、右側が国の勧告の概要でございます。

東京都の公民較差はプラス0.88%、額にしてプラス3,569円でございます。

2のポイントのところでございますが、公民較差解消のため、給料表について、初任層に重点を置きつつ、全級全号給の引上げを行うこととされております。特別給、いわゆるボーナスにつきましても、給料月額と同様、民間の支給割合が都職員の支給月数を上回っていることから、較差を解消するため、都職員の支給月数について、0.1月分引き上げることとされております。

「3 給与改定の内容」の①の欄を御覧ください。一般の行政職でございます行(一)の給料表につきまして、先ほどの公民較差に基づき、給料月額を平均0.9%引き上げる給与改定となっております。

また、中段になりますが、局長級職員に適用される指定職給料表につきまして、国の指定職俸給表の改定を踏まえ、1から3号給については2,000円、4から7号給については3,000円引き上げることとされております。

一方、右側の国の状況でございますが、官民較差はプラス0.96%、額にしてプラス3,869円であったことから、較差を解消するために俸給月額の引上げを行うほか、ボーナスについても、較差を解消するため支給月数の引上げを行うこととされております。

また、中段でございます事務次官等に適用される指定職俸給表についても、一般職員の給

料表の引上げを踏まえ、1から3号俸については2,000円、4から8号俸については3,000円の引上げを行うこととされております。

以上が給与勧告並びに給与改定の概要でございます。

続いて、4ページを御覧ください。こちらは東京都、国、主要道府県、大都市等の給与勧告の状況を一覧にしてお示ししております。表の左側、主要な道府県、それから特別区の状況でございますが、例月給、特別給ともに全て引上げとなっております。右側の政令指定都市につきましても、例月給、特別給ともに全て引上げとなっております。

続いて、5ページを御覧ください。こちらは、令和5年の東京都と国の一般職及び特別職の報酬等の月額を比較したものでございます。

左側が東京都の状況でございます。重要条例局長及び条例局長に支給される金額につきましては、それぞれ96万8,000円、89万8,000円となっております。

さらに、その下に現在の特別職の報酬等の額を記載しております。これは、平成27年度に開催された本審議会の答申に基づき改定されたものでございまして、平成28年4月1日から適用されているものとなっております。

右側が国の状況でございます。都の特別職と比較しますと、例えば国務大臣のところは147万円となっております、おおむね都知事と同じ水準の報酬となっております。

なお、左下の備考欄に概要を記載しておりますけれども、知事の給与につきましては、現在、特例条例を制定し、時限的な減額措置ということで、知事給与を50%減額しております。また、都議会議員の報酬につきましても、特例条例を制定し、議員報酬を20%減額しております。

続いて、6ページをお開きください。6ページから7ページにかけて、東京都及び国における特別職の報酬等の推移を記載してございます。

都の欄を上から下に御覧いただきまして、次のページまで見ていただきますと、知事の場合、ピークは平成8年の月額164万円となっておりますが、その後、一般職の引下げ改定が続いたことから、特別職についても引下げが行われてきているというところでございます。また、右側を少し見ていただきますと、時期が多少ずれますが、国も同様の傾向となっているというところでございます。

続きまして、8ページをお開きください。8ページから10ページにかけて、平成18年度以降の本審議会の答申の概要、それから対応の推移をお示ししております。一部、例外の年もございますが、都の特別職の報酬等の改定につきましては、局長級職員に適用され

る指定職給料表の改定内容に基づいて行われるというのが、これまでの基本的な考え方でございます。昨年度開催した本審議会においても、この考え方に基づいて改定見送りの答申をいただいております。細かい資料になっておりますが、詳細につきましては、参考として御覧いただければと思っております。

続いて、11ページを御覧ください。こちらは、最初に御説明しました給与勧告の基になります例月給、ボーナスなどの官民の給与比較の状況についてお示しをしているものでございます。また、一番下には、参考までに区部の消費者物価指数及び消費支出の推移についてお示ししております。

続いて、12ページを御覧ください。こちらは、過去10年の都財政状況につきまして、決算ベースでその推移を記載してございます。都の実質収支を見ていただきますと、平成28年度から令和元年度にかけては、毎年1,200億円超の黒字でございましたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症に伴う経費の増加などに伴い、ほぼ均衡しております。

上から2行目の都税収入についてでございますが、令和4年度は、企業収益の堅調な推移を受けまして、前年度比の増となっているところではございますが、都の場合、法人事業税及び法人住民税のいわゆる法人二税の占める割合が高いために、景気変動の影響を受けやすく、これまでも極めて不安定な増減を繰り返していることから、今後の税収動向につきましては、慎重に見極める必要があると考えております。

また、歳出のうち人件費の額と、歳出総額に占める割合につきましては、資料の中段にお示ししております。令和4年度では、人件費の比率が17%となっております。

続いて、13ページから15ページにかけては、こちらも細かな数字が並んでおりまして恐縮ですが、主要道府県、政令指定都市、東京23区、多摩地域26市の特別職の報酬の比較表をお示ししておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして、16ページは昨年度の答申となっております。右側の「3 本審議会の意見」を見ていただきますと、昨年度は、東京都の一般職の給料月額について、公民較差の解消を図りつつ、若年層を引き上げる改定が行われましたが、若年層以外については改定が行われませんでした。また、特別職の報酬等の改定の基準となります指定職給料表についても、改定が行われておりませんでした。加えて、国の特別職のうち、内閣総理大臣等の俸給月額、それから指定職俸給表についても、改定は行われませんでした。これらの状況を考慮いたしまして、東京都の特別職の報酬等については、改定を見送ることが適当である旨、答申が行

われてございます。

なお、次の17ページには、直近で特別職の報酬等を改定した平成27年度の答申をつけておりますので、参考として御覧いただければと思います。

最後に、18ページには委員の皆様方の名簿をつけさせていただいております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

【渚上会長】 どうもありがとうございました。

以上で、関係資料の御説明は終わりました。これから質疑に入りたいと思いますけれども、まず初めに基本的な事項について、私のほうから幾つか確認、質問させていただきたいと思っております。

初めに、特別職の報酬等の改定につきましては、原則として、指定職給料表の改定内容に基づき行われておりますが、今年度は、指定職給料表につきまして、どのような改定が行われておりますでしょうか。御説明をお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 事務局からお答えさせていただきます。

今回の指定職給料表の改定につきましては、国の指定職俸給表が、人事院勧告におきまして、1号俸から3号俸については2,000円、4号俸から8号俸については3,000円の引上げとなったことを受けまして、国家公務員とのバランスを考慮し、1号給から3号給については2,000円、4号給から7号給については3,000円の引上げ改定となりました。指定職給料表が引上げ改定となったのは、8年ぶりとなっております。

【渚上会長】 ありがとうございました。

次に、国の指定職俸給表が引上げ勧告となりましたのは、どのような理由に基づくものでございますでしょうか。御説明をお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 国の指定職俸給表の改定につきましては、従来から民間企業の役員報酬を参考としつつ、行政職俸給表（一）の改定状況との均衡を考慮して行われてございます。

本年は、行政職俸給表（一）について、若年層が在籍する号俸に重点を置き、そこから改定率を低減させる形での引上げ改定を行うこととされ、指定職俸給表については、行政職俸給表（一）10級の平均改定率（0.3%）を踏まえて引上げ改定を行うことが適当であると判断されたと聞いてございます。

【渚上会長】 どうもありがとうございました。私からの質問、確認事項は以上でございます。

それでは、先ほどの事務局からの御説明につきまして、何か御質問がありますれば、どうぞ御自由に御発言いただきたいと思っております。どなたかありませんでしょうか。

斉藤委員、どうぞ。

【斉藤委員】 連合東京、斉藤です。今ほど説明いただいた内容につきましては、特に問題ないと思っております。その上で、直近の賃上げの状況など、私、やっぱり労働組合の立場ですので、働く者の立場から2つ御意見を言いたいと思っております。

まず、今回の特別職報酬の引上げ額・率ともに、2023年春闘での連合東京の賃金の引上げの実績からすると、非常に低位にあるなどと思っております。足元、私たち連合の要求は、賃金の引上げ5%以上という状況になっておりますところ、民間企業を中心に春闘の準備をしているところでありますけれども、先ほど説明のあった率でありますと、官民の較差というものは一層広がるのではないかなということを懸念しております。

特別職だけではなくて、都内で働く一般職である公務の皆さんの仕事というのを、このコロナの4年間を見てもみますと、社会インフラを支え、また、都民生活を支えているということで、懸命に働き続けていると思っております。現在の賃金水準が、その労働の対価に見合っている水準になっているのかということを考えますと、そうではないのではないかなと思っております。民間企業で働いてきております私からすると、この歴史的な物価高が続いている中でも賃金が上がらない、または賃金が上げられないような、公務員の賃金の決定システムというものの見直しが必要じゃないかなと思っております。

ちょっと確認したところ、人事委員会の勧告のベースとなる民間給与実態調査の対象となる企業規模が、100人以上から50人以上に拡大された2006年以降、何か賃金が上がらないようになってきているように見えますので、昨今のパンデミックや自然災害、昼夜を問わず対応していただいています公務員の皆さんの職務に見合った賃金、年収水準につきまして、きちんと検証して決定していただくように、東京都から国や人事院への働きかけ、また、人事委員会への要望をお願いしたいと思っております。

2つ目ですけれども、知事や都議会議員の皆さんが実施しています減額というのは、本当に行う必要があるのかということを感じるところです。減額措置が続くということで、知事や都議会議員の責務や職務にふさわしい賃金水準になっているのか、そういう水準なのかというのが不明確になってくるのではないかと。役職で定められている賃金体系が崩壊するのではないかと思っております。

特別職の報酬につきましては、国際比較ですとか、民間企業の役員の報酬、または国の国

務大臣などの報酬等をベンチマークして定められているとっておりますので、適正に定められた報酬とすることで、その報酬にふさわしい職責を果たしているのかということで、都民からの厳しい目で見られるということを意識して働いていただくことにつながるのではないかとっておりますので、現在行われている減額措置は必要ないと感じているところです。

以上です。ありがとうございました。

【**渕上会長**】 齊藤委員、どうも貴重な意見をありがとうございました。2点あったと思います。公民較差に基づく給与勧告とか、あるいはそれに連動した特別職の給与決定の在り方の問題と、政治的なマターとしての特例減額の問題があったと思うんですけど、まず、事務局のほうから何かお話しされることはありますか。

【**野田総務局人事課長**】 関連して、事務局として考えているところをお伝えいたしますと、先ほどの公務員の給与の決定方法につきまして、国や東京都の人事委員会としての考え方としては、平成18年度に確かに先ほどのおり調査対象を拡大しているというところなんですけれども、公務員の場合は、民間企業を見ながら適正な給与水準を確保していくということがございまして、同種同等の業務を行う民間従業員の給与をより広く把握して反映させるということが求められているということで、できるだけ広く民間給与の実態を把握して反映させるという考えから、そのような改正が行われたと承知しているところでございます。

それから、先ほどの減額の話につきましては、例えば知事の給与減額につきましては、知事がさらなる都政改革に向けた決意、姿勢を明らかにするために実施しているものでございますけれども、こちらは、報酬審で御議論いただいているあるべき額から知事が判断しているものでございますので、こちらの報酬審の場では、本来の金額がどうあるかということをお議論いただければと考えているところでございます。

補足説明は以上になります。

【**渕上会長**】 どうもありがとうございました。

ほかの委員の方々、御質問、御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

【**松尾委員**】 細かい点で申し訳ございませんが、先ほど頂いた資料の中で、平成27年度の、直近引き上げたという答申の資料では、改定の実施時期が平成28年4月1日というふうになっておったんですが、通常、国の場合は、法律が成立すれば、その年の4月に遡っ

て改定するという事になっていると思うんですが、もし増額ということになった場合に、都の特別職の場合は、その翌年度の4月からということに慣例としてなっているのか、そこら辺のところを教えてくださいと思います。

【**渕上会長**】 どうぞ。

【**野田総務局人事課長**】 事務局よりお答えをいたします。

こちらについては、国の特別職の考え方と都としての考え方が少し異なるところがございます。国においては、もともと議員の歳費を一般職の国家公務員の最高の給料月額以上というような考え方がされております。一般職給与の引上げが行われますと、その逆転がされないように連動して改定されるというような考えがございまして、一般職の給与が遡及される場合につきましては、原則として国は遡及して改定しているものと承知してございます。

一方で、都におきましては、これまでこうした報酬審を開いた後に、第1回都議会定例会というタイミングで、年明け以降に条例提案をしているということと、こちらを審議いただくときに、給与と報酬と両方を議論していただいているんですけども、こちらは報酬等審議会ということで、メインは報酬と考えております。この報酬につきましては、地方自治法上、純粋に勤務に対する反対給付という性格が強いということで、給料とは異なりまして、生活給的な意味合いは持っておりませんので、都の議員報酬は、一般職の給与改定がどう行われたか、それから国がどうされたか、それから他団体がどうか、社会経済状況等、こうしたものを総合的に勘案したタイミングで、その都度、改定が必要かどうかを判断して決定しておりまして、遡及改定は基本的にはなじまず、これまでの改定においても遡及ではなくて、翌年の4月から反映させるというようなやり方を取ってきてございます。

今回につきましても、今回、答申いただいた後に、もし改定を行うという場合、タイミングは次の議会ということになるということございまして、これまでの慣例では翌年度からというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【**渕上会長**】 ありがとうございました。松尾委員、よろしいでしょうか。

【**松尾委員**】 はい。

【**渕上会長**】 それでは、ほかの委員、御質問、御意見がありましたらよろしくお願いたします。

【**竹鼻委員**】 意見といたしますか、感想になってしまいますが、この給与、報酬を、例え

ば都議会議員の報酬を今回上げたとしても、こういうふうには20%の減額措置というのを
していくと、結局、実際には報酬が少なくなるわけですね。

昨年の場合ですが、ここには見えていない資料で、昨年は、毎年独自の判断によってとい
うことで、令和5年の3月までと書いてあったのが、今回は任期いっぱい令和7年7月ま
でというふうなのを見て、私はちょっと「あれ？」というふうに疑問を感じたんですけれど
も、どのようなことなんでしょうか。知事については、知事選もありますので、ここまでと
いうのは理解できるんですけれども、なぜ令和7年7月までなのかというのを伺いた
いなと。

【**渕上会長**】 事務局のほうからよろしくお願いします。

【**野田総務局人事課長**】 お答えをいたします。都議会議員の方々におかれては、もとも
と自ら不断の改革、身を切る改革を率先して実行するというので、毎年毎年、平成29年
の4月から議員報酬等20%減額ということをやってきておりましたけれども、昨年12
月の第4回都議会定例会におきまして、昨今の燃料費や物価高騰等の長期化・深刻化が都民
生活や地域経済に多大な影響を及ぼしている状況も考慮いたしまして、任期いっぱい令和
7年までこの減額を続けるというふうに判断して、条例が可決しているというところで
ございます。

【**渕上会長**】 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ。

【**沢辺委員**】 沢辺です。よろしくお願いします。特に東京都は全国からも注目度が高く、
3年前の五輪の実施などを見ても分かるように、全国的な影響力も大きいというのは皆さ
ん同じ意見かと思えます。それを担う職責に見合った十分な、適切な報酬というのは、きち
んと改定を行っていったほうが良いという考えであります。先ほど斉藤委員からも御指摘
のように、この情勢の中で値上げの回答、改定は当然必要だと思っております。

会長や会長代理にうかがいたいのですが、民間の中小企業を含めて、特別職の改定の都内
や全国的影響はどのようなものが考えられるのかというのを教えていただければと思いま
す。

【**渕上会長**】 では、私のほうから。基本的に、例えば国家公務員の場合は、春闘などの
結果を踏まえて、松尾委員がいらっしゃいますけど、ちょっと代わりに御説明申し上げます
と、そういうベアだったり、いろいろ賃金上昇された結果で、夏に、大体8月に人事院勧告

なるものが出されて、それは春闘で上がった給与をベースにしておりますので、そこから後の賃金上昇については反映されにくいと。

もう1つは、ボーナスについても、できるだけタイムラグがないように改善されているように思うんですけど、どうしても民間の水準の上昇の後追いになるというのは制度的にやむを得ない面があって、すなわちそれは官民較差だったり、公民較差を反映するという、この給与決定原則がありますので、できるだけ制度的にいろんなことを工夫しながら、そのタイムラグを短くすることは必要かもしれませんが、どうしてもずれる点についてはやむを得ないかなと思っております。

では、会長代理、どうぞ。

【中村会長代理】 給与の決定につきましては、制度的あるいは法律的に従わなければいけないところがあるとは思いますが、その代わり、特に東京都の場合、予算規模は地方自治体の範囲を超えて、世界の各国の国家予算と比べても十数位に入る非常に大きな規模になっておりますので、それだけ日本全体にも影響が大きいと思っております。

特に、昨年度から、また今年度も、春闘では民間企業で、久しぶりの大幅な賃上げが予想されていますが、やはりその後タイムラグがあって、いろいろな日本全体の経済の方面での波及効果というものがございます。特に収益のいい大企業の場合には、それを賃金に反映するということは、割と分かりやすい方向転換ですが、サービス業のようなところ、利潤率というものがはっきりと分からないような非営利団体の場合、そういうところに対しては、今度は公務員の賃金の給与に準じるという形での波及効果があると思えます。そういう意味で、まず日本の国内の公務員の給与自体が東京都から他の地方に波及する効果は非常に大きい横の広がりと考えられます。それとともに、民間の大企業の流れに準じてさらに中小企業、あるいは利潤という形ではっきりと人件費に反映しにくいような部門への縦の広がりも考えられます。むしろそちらのほうが日本全体では企業の数としては非常に大きいので、そういう意味で、縦・横両方の面での波及効果は非常に大きいものだと考えております。

【淵上会長】 以上でございますが、いかがでございましょうか。御意見、もしあったら。

【斉藤委員】 今、中村会長代理に言っていたところが非常に重要だなと思っておりまして、昨年の春闘結果、大企業だけはもうすごく高い賃上げになっているのですが、ちょっと言葉を選ばずに言うと、やはり連合に加盟している中小企業のデータは、私たちの調査結果でも6,000円とか8,000円とか1万円とか賃金の引上げができていますけれども、日本全体で、いわゆる労働組合がないところの中小企業というのは、ほとんど賃

上げができていないというのは、様々な調査結果にもなっています。今年の2024年は中小企業、あまねく働く人たちに賃金の引上げをできるようにしていかないといけないというのが、昨年の春闘結果での反省事項でもあります。

先ほど会長代行が言っていた、中小企業の皆さんが公務員の水準に準じるというふうになると、どちらかがきちんと賃金を上げるというところのメカニズムを回していただかないと、ちょっと車で例えると、大手企業に働く人たちは賃金の引上げが進んでいく。世界レベルの賃金の引上げ、インフレに合わせてになるのですけれども、後輪の中小企業、公務員の人たちの賃金がなかなか上がらないと、車が前に進まない、日本経済が本当に経済成長しながら賃金が上がってというようなところに回っていかないと、内需が回っていかないとこのところを非常に今年は懸念をしています。ですので、公務の皆さんの賃金を上げれば中小企業も上がるということであれば、まずはそういう仕組みを今年、仕掛けてできないかなと思っております。

ありがとうございました。

【淵上会長】 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

どうぞ。

【染谷委員】 今の中小企業のお話で言いますと、商工会議所でも全国各地、また東京管内でもアンケート調査をしまして、やっぱり中小企業は防衛的な賃上げというのが大半を占めるということで、そういった意味では積極的になかなか難しい、原資が確保できないということで、おととしからパートナーシップ構築宣言というのを、大企業の利益を中小企業に適正に価格を転嫁、適正化して、中小企業にそういった原資をもたらすというようなことで、今、3万8,000社ほどの登録をしていただいて、大企業を中心にそういった運動も展開しています。

そういったことで、今、斉藤委員がおっしゃったような、そういった中小企業への少し流れというのを積極的にやらせていただいているところなんですけれども、翻って公務員のこの今回の勧告に従って言うと、この勧告というのはもういろいろ法律等に基づいてということなんですけれども、人材の確保ですとか定着ですとか、そういった離職を防ぐための水準ということも含まれて検討されているのか、その辺を一度お聞きしたいなと思っておりました。こういった水準が公務員の皆様のモチベーションにももちろんつながったり、生活水準の維持につながるのか。

特に今回、初任給、初任層に重点を置きつつということで、全体では年収ベースでは逆転、先輩の給与を超えるということはないと思うんですけども、今度、下の方、入ってきたばかりの方が上がってきて、その少し上の方たちが「まあ随分上がったな」というような思いもあるんじゃないかと思うんです。これ、バブルの頃もそうだったと思うんですけども。そういったようなことで、組織全体の活力というのがどういうふうに保たれるのか、その辺をちょっと、この勧告というのにはどういう意味が含まれているのか教えていただければと思いました。

【**淵上会長**】 事務局、よろしいですか。松尾委員、もし何か御意見があれば後から。まず、事務局からどうぞ。

【**野田総務局人事課長**】 関係資料の2ページのところの2の今年の給与勧告の改定内容のところにもございますが、較差は調査した結果で、法律に基づいて比較されたパーセンテージになるということがまずベースとしてはあります。この範囲の中でどのように改定するかというところで、3の給与改定のときに、人材確保の観点から初任層に重点を置いたということで、差はどうしても法律上の仕組みというところがあるんですが、その反映の仕方で、人材確保というところに問題認識を持って改定を行っていると承知しております。

次のページの給与勧告の中には、5番のその他のところでも「多様な人材の確保・育成・活躍の推進」ということで、かなり強く意見を言われておりまして、私どもも採用試験を実施している人事委員会と連携しながら、人材確保に努めているところでございます。

【**淵上会長**】 ありがとうございます。

松尾委員、補足的に何か御意見があれば。

【**松尾委員**】 私はもう現職を離れておりますが、今年の人事院勧告でもかなり初任給層に厚く積んでいると思います。今までになかったほど大きく積んでいると思いますので、そういう意味で、人材確保ということには留意しつつやっていっている。

私がやっていた頃も、初任給層には厚く積んでいたんですけども、なかなか較差が少なく、上のほうには回っていかなかったという状況だったんですが、今年はある程度の較差が出て、中堅層以降にも影響が出てきたということで、それは非常に喜ばしいことかなと思っております。

【**淵上会長**】 ありがとうございます。ほかに。

どうぞ。

【**湊委員**】 湊でございます。先生方がおっしゃっていることに私も賛成しております。

ただ、東京都が民間企業が行っている賃上げを超えるような賃上げを行うことはなかなか難しいということは理解しているのですが、適切な、都民が納得できる行政サービスをしっかりと継続していくためには、やはり東京都が民間企業に負けないだけの賃上げをしていくということも重要です。特に若い世代の職員の方々が、東京都がしっかりと賃上げをしてくれると感じてもらえるようにしていかないと、優秀な人材が東京都庁に集まらずに、特に海外に流出してしまったりとか、どんどん空洞化していってしまうということになりかねませんので、東京都が率先して賃上げをしていくということは重要なことではないかと思えます。私も中小企業法務を仕事として取り組んでいますけれど、中小企業は東京都が賃上げしていかなかったらついて来ませんので、やはり東京都が率先していくということはとても重要なことだと思えます。

これはここで言うことではないかもしれませんが、中小企業の経営者は従業員に給料を支払うことも逼迫しています。賃金を上げなければいけないことは分かっているんだけど、逼迫している状態にありますので、東京都の行政サービスの中で、中小企業に対する支援をしっかりと行っていただきたいと考えております。そうすることによって大きな経済的な循環というのが生まれてくると思うんです。

最後に1点私が質問したい点がございまして。都財政状況の推移のところ、実質収支が令和4年度が31億円の黒字しかないということに若干驚きました。その前が1,300億円ということです。コロナがあったので31億円になってしまったということなんですけれども、今後、大幅な賃上げをしていった場合に、31億円程度の黒字しかないということだと、この先、かなり心細いと思うんですが、今後の都財政の見通しがどんなものなのか、その辺りをちょっと教えていただきたいと思えます。そして、まかなえる範囲内で最大限の賃上げをしていただけたらと思っております。

【渚上会長】 その点について事務局、何かお答えはありますでしょうか。

【野田総務局人事課長】 事務局よりお答えをいたします。

資料のとおり、令和4年度のところにつきましては、歳出を精査したり税収額が増えてございます。こうしたものから生み出された財源というものを活用して行って、将来の財政需要に備えた基金の再編ですとか、都債の発行抑制と、こうしたものを行ってございまして、将来を見据えた形での堅実な財政運営を行っていると考えているところでございます。

こちらの資料の中にございませんけれど、基金の残高も2.4兆円確保してございますし、都債の残高は前年度よりも1,000億円程度減少しているということもございまして、

そういった財政状況であると承知しています。

【湊委員】 ありがとうございます。

【淵上会長】 ほかに御意見はございませんでしょうか。

黒田委員、何かございませんか。

【黒田委員】 特にはございません。皆さんの意見、もともとというふうに思っておりました。

【淵上会長】 ありがとうございます。

武智委員は何かございませんでしょうか。

【武智委員】 社会情勢に鑑みて、積極的な引上げの方向は正しいのかなと思っております。人材獲得競争で、非常にまだ公務には優秀な人材が行っているのかなと思っておりますけれども、やはり民間企業への指向性が大学でも強くなってきておりますので、やはり引上げということを行っていただければと考えております。

【淵上会長】 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

大体、意見も出尽くしたかと思しますので、この辺りでまとめに入りたいと思っております。

1つは、先ほど全国的にきちんと、民間企業、中小企業を含めて、世の中の水準に見合った賃金上昇が図られることが望ましい。そして、国家公務員も地方公務員も、特別職・一般職を問わず、一定のルールの下できちんと賃上げをする、給与の引上げを行うということ。そして、そのことが結果として日本経済全体としてよい循環を、すなわち物価上昇率、それを上回る賃金・給与の引上げをできるだけ図っていくという方向については、基本的な認識が一致していると思います。

それから、2番目としては、特別職と一般職、あるいは国の特別職と都の特別職との水準につきましても、それなりのこれまで積み重ねた実績とルールがありますので、そのルールにできるだけ沿って、今回もきちんと引上げをしたほうがよいのではないかということが2点目。

そして、3点目ですけれど、当審議会のミッションとしては、やはり本来あるべき特別職の報酬水準とはいかなるものかと。それは、今回それを当てはめてみて、いろんな前提となる諸事実、条件を当てはめてみた場合に、本来あるべき水準としてどういうふうにすべきかということが主たる論点でありまして、首長さんがいろんな事情で特例的な減額ということが世の中まありますが、それは私どもの審議会のミッションではなくて、政治的な中で

決定されるものというふうに理解をしておりますので、以上を総括いたしまして、今回は特別職の報酬については引き上げることとしていかがかというのが、今の皆様方の御意見を総括した場合の私の考えでありますけれども、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【**渕上会長**】 それでは、引上げを行うことが妥当であるということで、全員の同意が得られたというふうな取扱いにさせていただきたいと思えます。

それでは、事務局より、答申に向けた具体的な案の作成をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(資料を配布)

【**野田総務局人事課長**】 それでは御説明をいたします。お手元の「特別職の報酬等の改定について(案)」により、事務局案を御説明いたします。

まず、改定の基本的な考え方ですが、原則どおり指定職給料表の最高号給、7号給になりますが、こちらの改定率である+0.27%に準じまして、給料月額を引き上げたいと存じます。

次に具体的に見てまいります。表の中ですが、左側が現行で、右側に改定案をお示しております。先ほどの指定職給料表7号給の改定率で計算いたしますと、給料・報酬月額について、例えば知事の場合、月額4,000円、その他の特別職については月額3,000円の引上げとなります。

知事の場合は、給料月額が現在145万6,000円から146万円、改定率はプラス0.27%となっております。

こちらを年収ベースで比較すると、既に指定職の職員に連動してボーナスが引き上げられてございまして、それを除いて、知事は8万1,000円ほどのプラスとなっております。

なお、先ほどのおり、知事や議長、副議長、議員につきまして特例条例を制定してございまして、減額措置をしていることから、減額後の金額は下段に括弧書きで併記をしているところでございます。

続きまして、答申案について説明させていただきます。

「1 はじめに」につきましては、知事から諮問を受け、多角的な視点から審議したという内容を書かせていただきました。

「2 報酬等の現状」では、都の特別職の報酬等の現状と、これまでの説明の中で使って

まいりました、報酬改定に当たり参考とすべき指標の状況をお示ししております。

右側の「3 本審議会の意見」でございますが、本日のこれまでの議論を要約してお示ししております。

まず1段落目、都の特別職の報酬等は、一般職の給与改定、国の特別職の報酬等の状況、さらに社会経済情勢等を総合的に勘案して改定すべきものであること。

それから2段落目で、本年度は、東京都の一般職の給料月額について、公民較差相当分の引上げの勧告が行われ、これに基づき、給料表の改定が行われたこと。また、指定職の給料月額は、人事院勧告において国の指定職の給料月額が引上げとなったことを踏まえ、国家公務員との均衡を考慮して引上げが行われたこと。

さらに、国の特別職のうち内閣総理大臣等の俸給月額についても、指定職の引上げに準じた改定を行う法律が施行されていること。

これらの状況を総合的に勘案いたしまして、東京都の特別職につきましては、報酬等改定の基準となる都の指定職給料表の改定内容を踏まえ、知事については月額4,000円、その他特別職については月額3,000円、報酬等の額を引き上げることとさせていただきます。

また、改定の実施時期につきましては、先ほどやり取りがございましたが、翌年度、令和6年4月1日とさせていただきます。

最後に、現在の景気動向を踏まえ、今後の都政運営に当たって、より一層努力することを期待する旨、記載してございます。

資料の説明は以上でございます。

【渕上会長】 どうもありがとうございました。

ただいま御説明のありました答申案につきまして、委員の皆様方の御意見を頂戴いたしたいと思っております。いかがでございましょうか。

大体先ほどの御意見、いただきましたが、大体この御意見とこの答申の案文、結論につきましては、おおむね同じような方向だと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、この答申文案のとおり、当審議会として答申を決定いたしたいと思っております。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【渕上会長】 それでは、そのように当審議会として答申文を決定いたしたいと思っております。

それでは、答申を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【石橋総務局人事部長】 それでは、知事の代理といたしまして、野間総務局長が答申を受けないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(渚上会長から野間総務局長へ答申文手交)

【渚上会長】 それでは、野間総務局長から一言御挨拶をいただきたいと思っております。

【野間総務局長】 ただいま渚上会長から答申を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。

本日は、委員の皆様には御多忙の中、大変熱心な御議論をいただきまして、改めて感謝申し上げます。

頂戴いたしました答申につきましては、いろんな御意見もございましたので、御趣旨を十分に踏まえまして、所要の進めたいと存じます。

今後とも都政運営に対する皆様の一層の御指導、御協力を心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【渚上会長】 どうもありがとうございました。

拙い会長でございましたけれども、大変忌憚のない御意見を委員の皆様方から頂戴いたしまして、適切な答申ができたと思っております。

以上をもちまして、審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —